

回 覧														

# 令和6年度 自転車安全利用推進期間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

## 「身につけよう 交通ルールとヘルメット」

### 推進重点

- ① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進
- ② 飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止
- ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進



令和5年度岩手県交通安全ポスターコンクール 中学校の部【最優秀賞】盛岡市立見前中学校3年(入賞当時) 阿部 友南さんの作品

岩手県交通安全対策協議会  
久慈市交通安全対策協議会

～裏面もご覧ください～

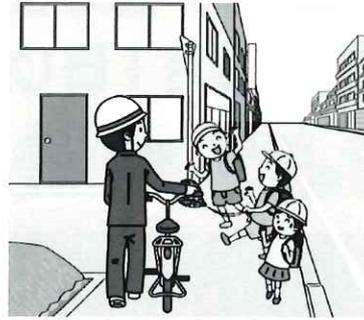
●推進期間の趣旨

自転車利用者の安全意識の高揚を図り、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用等の交通ルールの遵守と交通マナーの実践や、適切な点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進により、自転車の安全利用の推進を図る。

①歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

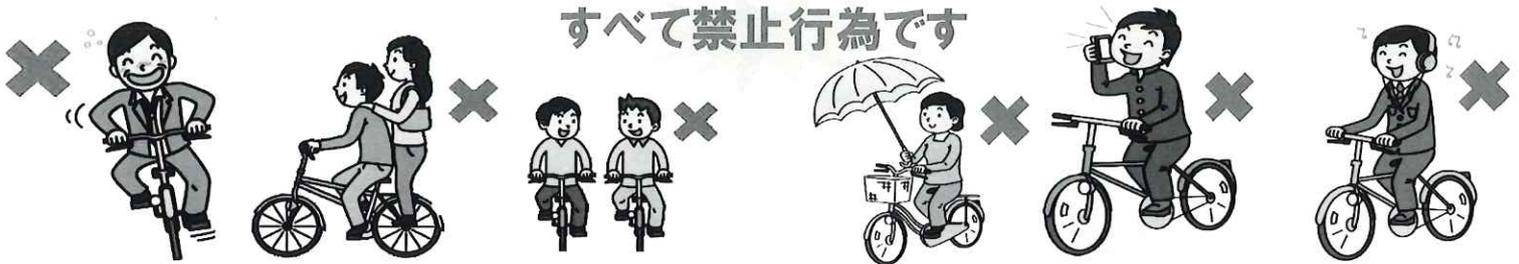


歩道は例外。歩行者を優先



全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となっています

②飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止



③自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車利用者は加害者となる事故に備え、自身と相手を守るための自転車賠償責任保険等への加入に努めましょう。

★自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェック★

自転車を運転中の事故により、他人にケガさせた場合に、相手方を補償できる保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入していますか？

